

公 示

「佐賀県競馬組合従事員給与システム構築・保守業務委託」に係る公募型プロポーザル参加者を募集します。

令和7年3月6日

収支等命令者

佐賀県競馬組合 事務局長 鶴 清継

1 業務の概要

(1) 業務名

佐賀県競馬組合従事員給与システム構築・保守業務

(2) 業務の仕様等

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) システム構築に係る履行期間

契約書締結日から令和8年3月31日（予定）

※ システム本稼働（システム運用期間）前の試行運用保守費用を含むものとする。

(4) システム運用保守に係る履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日を想定

(5) 予算額

1,500万円（消費税及び地方消費税含む）

※ システム構築費用及び試行運用保守費用を含むものとする。

2 参加者の資格要件

本業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は次のとおりとする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ・ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者

又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- ・自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ～キに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 募集方法

佐賀競馬ホームページに当該プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

本業務の受託を希望する者は、本公示により企画提案書を提出するものとする。

4 スケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書について審査を行い、最も優れた評価を得た者を最優秀者とする。

(1) スケジュール

公募開始	令和7年3月6日(木)
質問書提出締切	令和7年3月27日(木)
参加申請書提出締切	令和7年4月3日(木)
企画提案書提出締切	令和7年4月10日(木)
プレゼンテーション(審査会)	令和7年4月18日(金)
結果通知	令和7年4月28日(月)まで

(2) 質問の受付及び回答

当該プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。

なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。

- ・提出書類 質問書（様式第1号）
- ・受付期限 令和7年3月27日（木）15時まで（必着）
- ・提出先 佐賀県競馬組合 総務課 庶務人事係
〒841-0073 佐賀県佐賀市江島町字西谷 3256 番 228
電話：0942-83-4538
e-mail：soumu@sagakeiba.net
- ・提出方法 電子メール、持参、郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）
※ ファックス及び電子メールの場合は、送信後、受信確認の電話をすること。
- ・回答 令和7年3月31日（月）までに質問者あて回答を電子メールにより送付する。また、質問・回答を佐賀競馬ホームページに掲載する。

（3）プロポーザル参加申請書等の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、参加申請書に関係資料を添付のうえ提出すること。

- ・提出書類
 - ア 参加申請書（様式第2号）
 - イ 実績書（様式第3号）
- ・提出期限 令和7年4月3日（木）15時まで（必着）
- ・提出先 上記（2）の提出先に同じ
- ・提出方法 持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）
- ・提出部数 各1部

※ 期限までに必要書類の提出がなかった場合、当該プロポーザルの参加は認めない。

（4）企画提案書の提出

- ・提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式。様式第4号とあわせて提出すること。）
用紙のサイズはA4版とすること。図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能）
提案する企画に係る費用の総額は、上記1の（5）の予算額を超えないものとする
こと。
企画提案書には、業務委託仕様書を参照のうえ必ず次の内容を記載すること。
①仕様書に基づく企画提案（システム機能概要、システム構築方法）
②事業の実施体制（総括責任者、技術担当者 他）
③セキュリティ対策
④事業実施のスケジュール

- ⑤保守・障害対応およびサポート体制
- ⑥システム構築における職員の負担軽減に関する提案
- ⑦システム導入による事務効率化、その他当組合にとって有用な提案

イ 見積書（任意様式）

システム構築に係る経費（システム試行運用保守費用を含む）とシステム運用保守費用に分けて記載すること。

なお、システム運用保守費用については、年額及び総額が分かるように記載すること。

- ・提出期限 令和7年4月10日（木）15時まで（必着）
- ・提出先 上記（2）の提出先に同じ
- ・提出方法 持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）
- ・提出部数 7部（正本1部・副本6部）

（5）プレゼンテーション（審査会）の開催

- ・日時 令和7年4月18日（金）予定
※ 個別の時間については、参加者に別途連絡する。
- ・場所 佐賀県競馬組合事務局会議室
※ 場所の詳細については、参加者に別途連絡する。
- ・実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。1団体についてのプレゼンテーションの時間は40分程度（説明30分、質疑応答10分程度）とし、参加人員数は3名までとする。
- ・その他 プレゼンテーションを行うにあたっては、パソコンを用いることができる。（パソコンは持参すること。スクリーン、プロジェクターは当組合が用意するので、パソコンを使用する場合は7の問い合わせ先まで申し出ること。）

（6）審査

提出された企画提案書等を審査し、最低基準点を満たす参加者のうち最も優れた者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

- ・審査項目 別表「企画提案書審査基準」のとおり
- ・結果通知 令和7年4月28日（月）までに、すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

5 契約に関する事項

(1) 契約候補者の選定

当組合は、上記審査で最優秀提案者として決定した者を、本業務に係る随意契約の契約候補者として選定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再選定する。

- ・契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき
- ・契約候補者が、2の要件を満たさなくなったとき
- ・契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき
- ・その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、1の（5）の予算額を超えないものとする。

(3) 業務委託契約の内容及び実施条件

本業務委託契約の内容については、契約候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ協議を行い、協議が整った場合は、委託契約を締結する。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。

企画提案書に記載した総括責任者及び技術担当者は、特別の理由により当組合がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 一括再委託の禁止及び一部再委託の承諾

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ当組合の承諾を得ること。

(5) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の納付を求めることがある。

6 その他留意事項

- ・提出された書類は返却しない。また、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- ・当該プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- ・虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効

とする。

- ・提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- ・天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことができない場合は、本プロポーザル手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
- ・当該プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに7の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面（様式第5号）にて辞退の届出を行うこと。
- ・この公示に掲げる手続は、令和7年3月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀競馬ホームページにより公示を行う。

7 問い合わせ先

佐賀県競馬組合 総務課 庶務人事係

〒841-0073 佐賀県佐賀市江島町字西谷 3256 番 228

電話：0942-83-4538 e-mail：soumu@sagakeiba.net